

野田市告示第 27 号

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 7 項の規定による狂犬病
予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第 8 項の規定により次
のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 20 日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特 徴
令和7年 2月19日	野田市 野田	雑種	うす茶	オス	中型	成犬

上記の犬は令和 7 年 2 月 26 日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04－7191－0050）